

港湾環境整備施設使用料

種 別	単 位	金 額		
行商、募金その他これらに類する行為	1日	1,000円		
業として行う写真の撮影 その他これに類する行為	1日	5,000円		
業として行う映画の撮影 その他これに類する行為	1日	10,000円		
興行	1日1平方メートルまでごとに	10円		
港湾環境整備施設の全部 又は一部を独占して行う 競技会、集会その他これら に類する催し	1日1,000 平方メートル までごとに	2時間未満	250円	
		2時間以上 4時間未満	500円	
		4時間以上 8時間未満	1,000円	
		8時間以上	1,500円	
港湾環境整備施設の全部 又は一部を独占して行う 展示会その他これに類す る催し	1日1,000 平方メートル までごとに	4時間未満	1,250円	
		4時間以上 8時間未満	2,500円	
		8時間以上	3,750円	
駐車場	普通自動車	1日1台1回	3時間未満	200円
			3時間以上 5時間未満	400円
			5時間以上 8時間未満	600円
			8時間以上	800円
	大型自動車	1日1台1回	3時間未満	400円
			3時間以上 5時間未満	800円
			5時間以上 8時間未満	1,200円
			8時間以上	1,600円

(つづき) 種 別		単 位	金 額
照明施設		1基1回1時間までごとに	1,500円
バーベキュー施設	かまどなし	1箇所1回	500円
	かまど付き	1箇所1回	1,000円

備考

ア 普通自動車及び大型自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（2輪のものを除く。）のうち、それぞれ規則で定める大きさ（※1）のものをいう。

イ バーベキュー施設の1回の利用時間（※2）は、規則で定める。

ウ バーベキュー施設を土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、規定使用料の2割増相当額とする。

※1 普通自動車 幅2.1メートル未満かつ長さ5.4メートル未満
大型自動車 幅2.1メートル以上又は長さ5.4メートル以上

※2 バーベキュー施設の1回の利用時間

9月～6月 10時～16時

7月及び8月 10時～15時又は16時～20時の2部制。